

ハンセン病に対する差別、そして隔離

虫の病、風の病



ハンセン病は、昔、らいと呼ばれていました。らいという言葉は、長い歴史の中で偏見や差別を伴って使われてきた経緯があり、今はハンセン病と呼ばれています。

約1,200年前に書かれたある本には、らいは、体の中の「虫」が引き起こす病気だと記されています。また、この病気は良くない「風」に当たるとかかる、とも思われていました。

感染症であり、遺伝病でもあるという差別

ハンセン病がらい菌を発見し、感染症であることが分かったハンセン病は、感染力がとても強い病気だと誤解されたこともあり、感染することを恐れた人たちによって、ハンセン病患者やその家族は社会から疎外されるなど、差別の対象となりました。

一方この頃、海外から日本に「メンデルの法則」やダーウィンの「進化論」など遺伝に関する知識がもたらされると、かつて血筋の病気だと考えられていたハンセン病は、「やはり遺伝する病気に違いない」と誤って考える人も現れました。

感染と遺伝は全く別のものであるにもかかわらず、なぜか日本ではハンセン病が「感染症であり、遺伝病でもある」という誤った認識により差別されることになりました。

隔離へ



明治時代になっても、「ハンセン病患者」は偏見や差別を受けながら各地を放浪したり、都市のスラム、神社や寺の周辺などに集まって暮らしていました。また、漢方医や仏教の僧侶、当時日本にやってきて布教活動をしていたキリスト教の神父や宣教師などが救済のために開いた施設に入り、生活を始めた人たちもいました。

しかし、1907(明治40)年に「癩予防二関スル件」という法律が制定されたことを契機に、その後90年近くハンセン病患者を強制的に療養所に収容(隔離)する政策が続きました。



なごみ

第 2 7 2 号

2024年11月1日発行

編集・発行

和東町人権啓発課

(人権ふれあいセンター内)

TEL 0774-78-3488

FAX 0774-78-3212



らい菌を発見した
アルマウエル・ハン
セン(1841~1912)



みんなで築こう 人権のまちづくり



第24回和束町 人権を考える集い

○日時

12月14日(土)

○時間

9時30分～12時

○場所

和束町人権ふれあいセンター
2F大ホール

○内容

1部 小・中学生人権作文発表

2部 人権講演
講師 藤木 美奈子 さん
「傷つけ合う家族
虐待を乗り越えて」

参加無料



藤木 美奈子 さん

(一般財団法人WANA関西
代表理事)

貧しいシングルマザーの子として出生され、DV・虐待当事者として育つ。大学准教授として心理専門職大学院にて教鞭をとったのち、精神障がい者の自立訓練事業所を設立。家族の問題をかかえて心を病んだ人々の支援を始める。現在は各地の児童相談所、母子生活支援施設にて「SEP®(自尊感情回復プログラム)」および支援者向け研修を実施。

ひとりで悩まず、まず相談を！

人権擁護委員が無料・秘密厳守で相談に応じます。悩みや不安を抱える人々の相談を受け、その問題の解決や解消を援助します。人権にかかわるご相談は、『特設人権相談所』にお越しください。

11月の相談日

月日・・・11月27日(水)
時間・・・午後1時30分～4時
場所・・・人権ふれあいセンター

人権啓発課(人権ふれあいセンター内)でも人権に関わる相談を随時おこなっていますので、お気軽にご相談ください。

お問い合わせ先

和束町人権啓発課
(人権ふれあいセンター)

TEL 0774-78-3488

FAX 0774-78-3212

